特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	自立支援給付又は地域生活支援事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
美馬市は、自立支援給付又は地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
美馬市長

公表日
令和6年3月11日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付又は地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病対象者、障がい児に対し、自立支援給付及び地域生活支援事業事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1. 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障がい者特別給付費、特例特定障がい者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障がい福祉サービス等給付費 2. 地域生活支援事業は、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、更生訓練費、日常生活用具、社会参加促進（自動車運転免許取得・自動車改造助成） ①障害者手帳の確認（手帳を取得していない場合、障がい者相談支援センター、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼） ②住民票情報の確認 ③市町村民税の所得・課税状況の確認・年金給付関係情報の確認 ④他法利用状況等の確認（障がい児通所給付費、生活保護、介護保険、医療保険、乳幼児医療、重度医療等公費負担医療制度） ⑤給付費等の支給決定等（障がい支援区分の認定、サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付） ⑥給付費及び医療費（国保・社保・後期）、助成金の請求の審査・支払い事務 ⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。
③システムの名称	1. 総合福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
自立支援給付又は地域生活支援事業関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項　別表第一　項番84

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 108、109、110の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 55条、55条の2、55条の3

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部長寿・障がい福祉課
②所属長の役職名	長寿・障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部長寿・障がい福祉課障がい福祉担当　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5614

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　　] 内部監査　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和3年9月1日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】16、26、56の2、57、87、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】108、109、110の項 ②別表第二省令	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】16、26、56の2、57、87、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】108、109、110の項 ②別表第二省令	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和5年3月17日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】16、26、56の2、57、87、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】108、109、110の項 ②別表第二省令	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 108、109、110の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 55条、55条の2、55条の3	事後	事務の見直しに伴うもの